

自動車分解整備事業認証申請書

中部運輸局長 殿

年 月 日

(ふりがな)
申請者の氏名又は名称

〒

申請者の住所

電話番号

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え自動車分解整備事業の認証を申請します。

事業場の名称 (ふりがな)	
事業場の所在地 (電話番号)	〒

自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業	
	小型自動車分解整備事業	
	軽自動車分解整備事業	

対象とする自動車の種類及び装置の種類(対象とする装置の種類は、下欄の該当する番号等を記載する。)

普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(乗)	大特	小四	小三	小二	軽

○全装置 1. 原動機 2. 動力伝達装置 3. 走行装置 4. 操縦装置 5. 制動装置 6. 緩衝装置 7. 連結装置

その他業務の範囲の限定	限定なし	
	軽油を燃料とする原動機を除く	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	
	カタピラ付大型特殊自動車に限る	

分解整備工員数	整備士数(整備士保有率 %)			整備士以外の分解整備工員数	合計
	一級	二級	三級		

宣誓書・道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名
Ⓜ		Ⓜ	
Ⓜ		Ⓜ	
Ⓜ		Ⓜ	

当社の役員全員は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。
私は、

(代表役員の役職名)

(氏名)

Ⓜ

連絡先	担当者氏名	職名	電話番号

注) ①氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、署名は本人が自署すること。
②代表役員が役員全員について、法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓するときは、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、署名は本人が自署すること。この場合、他の役員は役員個々の氏名を記載することで足りる。また、役員欄が不足する場合は、別途名簿を作成し添付すること。

道路運送車両法第80条第1項第2号(抜粋)

申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

- イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ 第93条の規定による自動車分解整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの